

財形住宅預金規定

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客さまからこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. (預入れの方法等)

(1) 財形住宅預金（以下「この預金」といいます。）は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。

(2) この預金には、預入期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。

(3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。

(4) この預金については、通帳（証書）の発行にかえ、財形住宅預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

3. (預金の種類、取りまとめ継続方法)

(1) 前記1.による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし預入日から満期日の前日までの期間が1年未満のときは、1口ごとの自由金利型定期預金（M型）としてお預りします。

(2) この預金は、口座開設から1年ごとの応当日を「特定日」とします。特定日において預入日（継続したときはその継続日）からの期間が2年を超える期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含む）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。

(3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外に満期日を指定することはできません。

4. (預金の支払方法)

(1) この預金の元利金の支払は、法令で定める持家としての住宅取得または増改築（以下「住宅取得等」といいます。）のための対価に充てるときに支払う

ものとしします。

(2) 前記(1)による払出しをする場合には、住宅取得等をした日から1年以内に当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに住宅の登記謄本等の所定の書類（またははその写し）を当店へ提出して下さい。

(3) この預金の一部を住宅取得等のための頭金に充てるときは、残高の90%または住宅の取得等に要する費用の額のいずれか低い金額を限度として1回に限り支払います。

(4) 前記(3)による払出しをする場合には、当金庫所定の払戻請求書の届出の印章により記名押印し、契約の証および、法令で定める書類とともに当店へ提出してください。また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得等の日から1年以内に、残額の払出しをするものとしします。

5. (利息)

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、預入日（継続したときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって計算します。

A. 1年以上2年未満……当金庫の店頭に表示する利率の「2年未満」の利率

B. 2年以上……………当金庫の店頭に表示する利率の「2年以上」の利率

（以下「2年以上利率」といいます。）

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当金庫の店頭に表示する利率の自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。

③ 前記①、②の利率は、当金庫所定（変更不要）の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前

日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

(4) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は、次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合。

預入金額ごとに預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%

D. 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%

F. 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算します。

A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満……………前記（1）②の適用利率×50%

(5) この預金の付利単位は1円とします。

6.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、後記7.（4）①②のAからFおよび③のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記7.（4）①②のAからFまたは③のAからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の口座開設をお断りするものとします。

7.（預金の解約）

- (1) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を前記4.の支払方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める預金口座名義人の相続が開始された後（当金庫が預金口座名義人の死亡の事実を知った後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
- (3) 前記(1)(2)の解約手続に加え、当該預金の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行ないません。
- (4) 前記(1)(2)(3)のほか、次の①②③の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① 預金者が、口座開設申込時にした表明・確約に関しての虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前AからEに準ずる行為
 - ③ 預金者が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をし

た場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫に信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前AからDに準ずる行為

8. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の各項に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり税額を追徴します。

- (1) 前記4.によらない払出しがあった場合
- (2) 前記4.による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合
- (3) 前記4.による一部払出後2年以内に住宅取得等の日から1年を経過して残額の払出しがあった場合。

ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

9. (差引計算等)

- (1) 前記8.の事由が生じた場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続を省略し、次により税額を追徴できるものとします。

- ① 前記8.の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。

- ② この預金の解約元利金が追徴課税に満たないときは、ただちに当店に支払ってください。

- (2) 前項(1)により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

10. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財産住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から2年以内に所定の手続により、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

11. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利率について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日

以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- ① 前記 2. (1) ならびに (2) による以外の預入があった場合。
- ② 定期預入が 2 年以上されなかった場合。
- ③ 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合。

1 2. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときは、当金庫所定の書面によって当店に申し出てく
ださい。

1 3. (届出事項の変更、契約の証の再発行)

- (1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他届出事
項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前記 (1) の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に、届出
を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合
を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約
の証の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当
の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 契約の証を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金
庫所定の手数料をいただきます。

1 4. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ち
に書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。ま
た、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、
補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直
ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監
督人の選任がなされている場合にも、前記 (1) (2) と同様に、直ちに書
面をよって届出てください。
- (4) 前記 (1) (2) (3) の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同
様に、直ちに書面によって届出てください。

- (5) 前記(1)(2)(3)(4)の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

15. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

なお、預金者は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約による払戻しの額に相当する金額については、後記16.により補てんを請求することができます。

16. (盗取された契約の証を用いて行われた解約による払戻し等)

- (1) 盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の①②③のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること。
- ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること。
- ③ 当金庫に対し、警察署の被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前記15.本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることをおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した

場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前記(1)(2)の規定は、前記(1)にかかる当金庫への通知が、この契約の証が盗取された日(契約の証が盗取された日が明らかでないときは、盗取された契約の証を用いて不正な解約による払戻しが最初行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。

A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと。

B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと。

C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。

② 契約の証の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。

(5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が前記(2)の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当金庫が前記(2)の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

17. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および契約の証は、譲渡、質入れはできません。

- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

18. (預金保険事故発生等における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺金について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとします。当金庫所定の払出請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに通知と同時に当金庫へ提出してください。
- ② 複数の借入金等の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの)がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保されている債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ③ 前記②の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
- ④ 前記②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の

定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前記(1)(2)による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上